

○総務省令第五十四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）第三条第一項及び第七条の規定に基づき、納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手続きの郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日

総務大臣 武田 良太

納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手続きの郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令（納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手続きの郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第一条 納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手続きの郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令</p> <p>(揭示)</p> <p>第一条 日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。</p> <p>(本人確認の方法)</p> <p>第二条 法第二条の規定に基づき納税証明書（同条第二号に規定する納税証明書をいう。以下同じ。）、住民票等の写し等（同条第三号に規定する住民票の写し等又は除票の写し等をいう。以下同じ。）又は印鑑登録証明書（同条第七号に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p>	<p>納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手続きの郵便局における取扱いに関する省令</p> <p>(揭示)</p> <p>第一条 日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二条第二号、第三号又は第五号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。</p> <p>(本人確認の方法)</p> <p>第二条 法第二条の規定に基づき納税証明書（同条第二号に規定する納税証明書をいう。以下同じ。）、住民票等の写し等（同条第三号に規定する住民票の写し等又は除票の写し等をいう。以下同じ。）又は印鑑登録証明書（同条第五号に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第二号、第三号又は第五号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p>

第三條 (請求書類等の送付)
日本郵便株式会社は、法第二條の規定に基づき納税証明書又は印鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市又は区若しくは総合区）の長に送付させるものとする。

第三條 「同上」

〔2 略〕

3 第一項の規定は、法第二條の規定に基づき署名用電子証明書（同条第五号に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）又は利用者証明用電子証明書（同条第六号に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）を記録した電磁的記録媒体を引き渡した場合及び署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の失効を求め旨の申請を受け付けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該引渡しに係る請求書類」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付に係る申請書類」と、「当該引渡しの事務」とあるのは「当該引渡し又は申請の受付の事務」と、「市又は区若しくは総合区」とあるのは「区又は総合区」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕
〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三條第一項に規定する郵便物の基準を定める省令の一部改正）

第二條 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三條第一項に規定する郵便物の基準を定める省令（平成十九年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）は、これを加える。

改正後

（施設及び設備）

第一條 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という）第三條第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備（法第二條第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせる場合を除く。）は、次のとおりとする。

- 一 法第二條第一号から第四号まで及び第七号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び印鑑登録証明書（以下この項において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設
- 二 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区（法第二條第二号及び第七号に掲げる事務の実施にあつては、市又は区若しくは総合区）。次項において同じ。）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報保護法の適正な取扱いその他郵便局取扱事務（法第三條第一項第一号に規定する郵便局取扱事務をいう。以下同じ。）の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備

〔三 略〕

2 法第三條第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備（法第二條第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせる場合に限る。）は、次のとおりとする。

- 一 法第二條第五号及び第六号に規定する署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下この項において「署名用電

改正前

（施設及び設備）

第一條 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という）第三條第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。

- 一 法第二條各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設
- 二 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区（法第二條第二号及び第五号に掲げる事務の実施にあつては、市又は区若しくは総合区）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備

〔三 同上〕
〔新設〕

<p>子証明書等」という。)の記録事項、これらの号に規定する署名利用者確認及び利用者証明書確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類を、郵便局取扱事務従事職員及び当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>二 地方公共団体との間で署名用電子証明書等、署名利用者確認及び利用者証明書確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類に記録又は記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報 の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p> <p>三 法第二条第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせることとした地方公共団体を經由して地方公共団体情報システム機構との間で行われる署名用電子証明書等に係る情報の送受信及び当該署名用電子証明書等のこれらの号の電磁的記録媒体への記録その他署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る事務の適正かつ確実な実施を確保することができる設備</p> <p>四 署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類等を適切に保管することができる設備</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
--

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。